

「鉄道運輸規程及び軌道運輸規程の一部を改正する省令案」
に関する意見募集の結果について

令和5年9月15日
国土交通省鉄道局

国土交通省では、令和5年7月11日（火）から令和5年8月10日（木）まで、鉄道運輸規程及び軌道運輸規程の一部を改正する省令案に関するご意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、32件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募 集 期 間：令和5年7月11日（火）から令和5年8月10日（木）
- ② 周 知 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

2. 意見数

23の個人・団体から、合計32件のご意見等をいただきました。

3. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室 意見募集担当
電話番号 03-4416-5119（直通）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	凶悪犯罪のみならず痴漢の防止や痴漢冤罪の防止にもつながるので早急に進めてほしい。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
2	賛成です。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
3	原案に賛成します。その上で意見をお伝えします。 車内映像を記録した画像の扱いについて、鉄道会社の総合指令所に常時伝送し、指令所の職員が列車乗務員に事情聴取しなくとも、指令所側で画像をもとに異常発生を認知し、随時対応できる仕組みを講じていただきたいと願います。 他の乗客への危害を防ぐために設置するのであれば、自動車のドライブレコーダーのように真相究明のために後日確認するのでは不十分です。 また、個人のプライバシー保護を理由とする反対意見が来ると思われますが、犯罪抑止と公共の安全確保の方が優先されるべきと思います。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 本省令改正は、事業者間で車内防犯カメラの設置状況が大きく異なる現状を踏まえ、設置促進の観点から、車内の状況を記録することができる装置の設置を義務付けるものであり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下の回答において「個人情報保護法」という。）など、関係法令等を遵守した上で、事業者が常時伝送等の機能を導入することを妨げるものではありません。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
4	防犯カメラがあれば後で検証することができるし、そしてその他の緊急時、例えば傷病者などの状態を確認でき有用と考えます。 このカメラは遠隔操作できるのでしょうか。 できるのであれば、傷病者が出た時点で病院とつなげて、緊急時にその場で連絡を取りドクターからの指示を仰ぎ救命することができるのではないかと考えました。	本省令改正は、事業者間で車内防犯カメラの設置状況が大きく異なる現状を踏まえ、設置促進の観点から、車内の状況を記録することができる装置の設置を義務付けるものであり、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、事業者が常時伝送等の機能を導入することを妨げるものではありません。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。

5	電車のドライブレコーダーと車内カメラ両方の設置を義務化すべきである。	時間や速度、位置等の列車の運転に関する情報や運転士のブレーキ装置の操作状況等を記録する装置については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」（平成 13 年国土交通省令第 151 号）において、原則として列車内に設置することを義務付けています。
6	列車内への防犯カメラ設置は犯罪抑止の観点からとても有効ですので、ぜひ実現していただきたいと思います。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
7	車内防犯カメラの義務付けにより、その設置・維持費用は鉄軌道事業者の負担となり、そのようなコストは最終的に鉄道利用者に転嫁されかねないので、国は鉄軌道事業者に相応の財政支援をすべきである。（同旨の意見：1 件）	本省令改正は、車内防犯カメラの設置義務付けの適用範囲について、新造車両のみを対象とするほか、最近の列車内における事件の態様を踏まえ、線区の輸送密度等を考慮するなど、事業者の負担に配慮しております。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
8	車内防犯カメラの設置を義務付けると同時に、録画の範囲、保存期間、利用範囲などを規制しないことは、みだりに容ぼう等を撮影することになり、プライバシー権を侵害するといえる。（同旨の意見：1 件）	ご意見の内容については、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。
9	監視カメラ設置義務化の基本方針については賛成。 しかしながら、画像データの保存及び取扱いについて、個人情報保護法およびその他の法律に沿った取扱いを行うよう、鉄道事業者に対し厳格に指導するように省令において明文規定することを強く望む。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 ご意見の内容については、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。

10	軌道運輸規程第4章を削る。法律の委任がなく昭和22年法律第72号で失効してるから。	いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
11	車内防犯カメラの設置義務化に賛成である。 その理由として、1点目は、地域に防犯カメラを設置することで、その後の犯罪率が低下したという事例はよくあり、監視カメラは防犯効果が高いと考えられるからである。また、「他人に危害を及ぼす恐れのある行為」は、過去に起きたような傷害事件以外にも、痴漢や窃盗といった様々な犯罪も含まれると考える。 2点目は、仮に犯罪を全て防止することができなくても、その後の捜査や裁判において重要な証拠となる映像を残すことができ、防犯カメラの映像を証拠として提出できるようにすることで、犯罪の立証がしやすくなる、冤罪が減るなどの効果も考えられるからである。また、どのように犯行が行われたのかなどの詳しい事情を映像で正確に残すことは、その後の類似の犯罪の防止や被害の軽減のための取組みに活かすことができると考える。 今後、改正案の規定で示されたような人が非常に多い区間だけでなく、他の区間でも防犯カメラが広がっていくよう義務化を進めたり、国の方で援助を行うなどしてほしいと考える。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
12	鉄道車両の客室車内の状況を記録することができる設備が設けられることは喜ばしい。車内防犯カメラによって車内の状況を記録し、同時に車内混雑の具合についても、この記録から細かく解析すべきと提案する。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。

13	列車内への防犯カメラの設置を明記する今回の改正案に賛成します。昨今の鉄道にまつわる無差別殺傷事件や、列車内での痴漢や盗撮等の性的犯罪等の事件を鑑みれば、必要な改正だと思います。 車内防犯カメラの設置に関して、意見させていただきます。 それは、車内カメラを設置する際には「車内防犯カメラ作動中」などと表記していただきたい、ということです。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。
14	公共交通機関へ安全安心の防犯カメラが義務化されること非常に素晴らしいと思います。 ただ、京王や小田急の事件の教訓からすると、犯人は捕まることを恐れていないため防犯カメラが抑止力としては有効ではないと思います。 事件が発生した時の適切な初動のためには、乗務員や指令所、警備会社などがリアルタイム映像を見て判断してアクションすることが重要かと思います。事件を記録するためのカメラより、リアルタイム映像が見られるカメラの義務化を求めます。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 車内防犯カメラの設置は、他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高めることに資すると考えております。 また、本省令改正は、事業者間で車内防犯カメラの設置状況が大きく異なる現状を踏まえ、設置促進の観点から、車内の状況を記録することができる装置の設置を義務付けるものであり、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、事業者が常時伝送等の機能を導入することを妨げるものではありません。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
15	従前の乗務員・添乗員や民間警備員で鉄道車両内、駅構内などを監視し防犯体制を確立する運用には限界があるため、リアルタイムでモニタリングできるような監視カメラを設置することが必須である。	本省令改正は、事業者間で車内防犯カメラの設置状況が大きく異なる現状を踏まえ、設置促進の観点から、車内の状況を記録することができる装置の設置を義務付けるものであり、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、事業者が常時伝送等の機能を導入することを妨げるものではありません。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。

16	義務付けの適用範囲について、製造に係る契約を結んだ時点においては、輸送密度 10 万人以上の線区を走行することが想定されていなかったものの、その後、輸送密度の増大等により要件に該当することとなった場合にも、適用されるものと解して良いか。 車内防犯カメラの維持管理について鉄軌道事業者において定める事項として、記録された情報の取扱方法も併せて定めるべきではないか。	本省令改正は、車内防犯カメラの設置義務付けの適用範囲について、新幹線の車両又は輸送密度 10 万人以上の線区を走行する車両とするものですが、将来これに該当するものの取扱いについては、いただいたご意見を含め検討してまいります。 なお、車内防犯カメラにより撮影された画像の取扱いについては、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。
17	方向性に賛成。 義務化に当たっては事業者の費用負担が問題になると思われ、鉄道駅バリアフリー料金を防犯カメラ設置費用にも充当できるようにしたら良いと思う。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 車内防犯カメラの設置は、鉄道駅のバリアフリー化とは目的が異なるため、当該料金制度により費用を充当することは困難ですが、いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
18	鉄軌道事業者に対する設置費用の補助など、事業者の事情についてもしっかり考えていただきたい。	本省令改正は、車内防犯カメラの設置義務付けの適用範囲について、新造車両のみを対象とするほか、最近の列車内における事件の態様を踏まえ、線区の輸送密度等を考慮するなど、事業者の負担に配慮しております。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
19	防犯カメラ映像は、単純な従来からの防犯カメラであれば個人データには該当せず利用目的の公表も不要ですが、顔認証機能が付いた場合は個人データに該当します。 また、鉄軌道事業者間で相互乗り入れをしている場合の取扱いを含め、防犯カメラ画像の個人情報保護法上の取扱いを明確にしていきたいと思えます。	車内防犯カメラにより撮影された画像のうち特定の個人を識別することができるものは、個人情報保護法における個人情報に該当する情報であり、これを事業において活用する者は、個人情報保護法上の個人情報取扱業者に該当し、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、適切に対応することが求められています。 当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。

20	監視カメラ設置の義務化は、人を殺傷するような犯罪や実行者が自殺を前提に行う自殺型・自爆型の犯罪への対策としてほとんど効果がないと考えられる。 車内の監視カメラにネットワーク接続機器が搭載されている場合、乗客が電子機器に表示している個人情報等が記録される恐れがあり、監視カメラを介して間接的に他者の機密情報等を盗み取るサイバー攻撃を発生させるリスクを高める。 鉄軌道事業者は、車内の監視カメラの録画データやそこから得られた情報をマーケティングやその他ビジネス上の利益になる方法で利用したり、録画データやそこから得られた情報を他者に販売する等の恐れがある。 監視カメラの設置及び維持管理は、鉄道事業者にとってコスト面で負担となり、人件費や鉄道の運行上の安全性向上にかかるコストの削減も行われる恐れがある。	車内防犯カメラの設置は、他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高めることに資すると考えております。 個人情報保護に関するご意見については、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。 また、コスト面のご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
21	車内防犯カメラの設置が、確信的なテロリストや無差別殺傷犯に抑止効果があるとした結論は単なる憶測にすぎず、実証実験など根拠データが示されていない。小田急線や京王線の車内傷害事件等のように、傷害の意思をもつ確信犯は車内防犯カメラの有無にかかわらず傷害行為を行うため、犯罪を抑止する効果があるとはいえない。また、車内防犯カメラの設置にあたっては、プライバシー権の侵害についても検討すべきであり、犯罪の性質、内容、軽重等の諸般の事情を比較衡量せず、一律に車内防犯カメラの設置で抑止することはプライバシー権を侵害することになるといわなければならない。	車内防犯カメラの設置は、他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高めることに資すると考えております。義務付けの適用範囲は、最近の列車内における事件の態様を踏まえ、線区の輸送密度等を考慮し、設定しております。また、個人情報保護の観点については、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。
22	本件意見募集は、改正前と改正後の新旧対照条文すら示されておらず、旅客運送や荷物運送などどの章節に追加されるかは判然としない。具体的かつ明確な内容のものとはいえず、行政手続法第 39 条第 2 項に違反しているといわなければならない。	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上、本意見公募に瑕疵があるとは考えておりません。

23	本件改正案に賛成します。 犯罪者が車内防犯カメラを壊すには手間がかかり、他の乗客の脱出時間を稼ぐことができます。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
24	本件改正案に賛成します。 防犯カメラの設置義務付けはIT産業振興にもつながります。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
25	本件改正案に賛成します。 防犯カメラの設置義務付けは、カメラ業者に還元され、鉄道会社が値上げする場合も、従業員に還元されれば、「持続的な賃上げへ」にもつながります。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
26	本件改正案に賛成しますが、録画された映像が永久的に保存され、今後法改正若しくは解釈変更で、乗客の同意なしに国民を監視するための機械学習の素材として活用されるのではないかと懸念しています。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 車内防犯カメラにより撮影された画像の取扱いについては、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。
27	本件改正案に賛成します。 今後技術の進歩により、車内防犯カメラの映像がリアルタイムに警察や国土交通省に転送されることが期待されます。	本省令改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後も、事業者と連携して、鉄道を安心して利用できる環境を整備してまいります。
28	傷害事件などの抑止力を期待して車内防犯カメラの設置を義務づけるのは反対である。 防犯カメラが設置されても傷害事件が起きていることを無視すべきではない。カメラの設置を義務づけるなら、車内で事件が起きたときに指令所が様子をリアルタイムで確認できるカメラでないと設置する意味がない。	車内防犯カメラの設置は、他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高めることに資するものと考えております。 本省令改正は、上記効果を高めるため、車内の状況を記録することができる装置の設置を義務付けるものであり、個人情報保護法など、関係法令等を遵守の上、事業者が常時伝送等の機能を導入することを妨げるものではありません。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。

29	1. 自暴自棄となって周囲を巻き添えにする自殺目的である場合や、逮捕されたり処罰されたりすることを恐れないものに対して、防犯カメラの設置により犯罪を予防することはできない。確信犯以外の犯罪企図者に対しての防犯効果が期待できるか否かは、設置前後の犯罪発生数比較や設置車両とそれ以外との比較等で数量的に計測できるはずであり、少なくとも期待される防犯効果に関する自然科学的分析と公表は、政策変更の前提として不可欠である。 2. 監視カメラの設置は、そもそも現に犯罪が起こっている時・場所でないにもかかわらず、罪のない不特定多数の市民を常時録画するという、必要性を超えたプライバシー侵害を恒常的なものとする。監視カメラの適正な運用基準を事前に定める内容を持つ法律による規律が不可欠であり、法律の制定によるプライバシー保護措置を採ることなく、省令改正は行われるべきではない。	車内防犯カメラの設置は、他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高めることに資すると考えております。 個人情報保護の観点については、個人情報保護法など、関係法令等を遵守した上で、車内防犯カメラの運営主体となる鉄道事業者において適切に対応するものと考えております。当省としても、適切な運用が行われるよう事業者に求めてまいります。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。
30	治安とプライバシーのバランスをどの辺りに取るかという問題と認識しております。新幹線では、監視カメラの義務化はやむを得ません。在来線特急は、主要な国際空港に乗り入れる列車に限られるべきです。寝台列車では、鍵の掛かる個室及び座席車を除いてカメラの義務化はあってよいと存じます。路面電車は、列車の長さが短いこともあり、カメラの設置は禁止されるべきです。これら以外の列車（新造車両）については、10両以上と全長が長いと思われる列車は、三大都市圏に限らずカメラ設置を義務化して（ただし、選択肢の確保のため、1編成の一部にカメラなし車両を入れる）、4両編成など短いものは設置を禁止してはどうかと考えます。 運賃・料金値上げという手段は、物価高の中で利用者の負担が増すことになるので慎重であってほしいです。	車内防犯カメラの設置義務付けの適用範囲については、最近の列車内における事件の態様を踏まえ、線区の輸送密度等を考慮し、設定しております。 いただいたご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。